

教育長	教育部長	課長	指導主事	課長補佐	主査	係	保存区分
							永・10 5・1

## 平成23年大口町教育委員会 2月定例会議

平成23年 2月25日

午前 9時30分 開 議

大口町中央公民館 2階 C会議室

### 議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 教育長報告

日程第3 議事録署名者の指名

日程第4 議 題

議案第3号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第4号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第5号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第6号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第7号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第8号 大口町立学校教職員安全衛生管理規程の制定について

議案第9号 大口町立学校管理規則の一部改正について

議案第10号 大口町立学校管理規則施行細則の一部改正について

議案第11号 大口町就学援助費事務取扱要綱の一部改正について

議案第12号 大口町児童生徒適応指導教室の設置及び管理運営に関する要綱の一部改正  
について

議案第13号 ふれあいルームおおぐち運営協議会設置要綱の一部改正するについて

議案第14号 大口町ホームフレンド員活動事業実施要綱の一部改正について

議案第15号 大口町立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について

認定第2号 平成22年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

日程第5 協議事項

日程第6 連絡事項

(1) 行事予定について

日程第7 その他

出席委員

委員 長	丹羽 孝子	職務代理者	服部 真由美
委員	吉田 哲也	委員	丹羽 茂文

説明のため出席した者

教 育 長	長 屋 孝 成	生涯教育部長	三 輪 恒 久
生涯教育部参事兼 学校給食センター所長	鈴 木 一 夫	学校教育課長	近 藤 孝 文
参 事 兼 生涯学習課長	松 浦 文 雄	町立図書館長兼 歴史民俗資料館長	櫻 井 敬 章
学校教育課長補佐	松 井 宏 之	学校教育課主任	田 中 順 一

## ◎開会

○三輪生涯教育部長 おはようございます。

全委員さんお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、2月定例会を開催したいと思います。開催に当たりまして、委員長よりごあいさつ並びに報告等をお願いいたします。

---

## ◎日程第1 委員長報告

○丹羽委員長 おはようございます。

今月の9日の朝刊に、北小学校の6年生、水谷さんの発明少女世界大会で銅という記事がついておりまして、とてもうれしく新聞を切り抜いて保管しました。子供たちがこの子に続いてくれたらいいなあと思って拝見しておりました。

そして今月22日、ニュージーランドで地震のニュースがありました。いつ起きるかわからない地震ですが、子供たちが危なくないよう、いま一度学校全体で話し合っほしく思います。本日も慎重な審議、よろしくをお願いいたします。

これより座って報告させていただきます。

2月5日、北小学校北っ子発表会がありました。1年生の英語劇がとても新鮮でかわいらしく、印象的でした。11日、大口中学校講演会があり、山崎直子さんの講演に多くの方が参加されたようです。19日、小学校支援説明会が大口中学校でありました。今回は、丹葉事務協議会がない月でしたので、報告としてはありません。

あとは教育長先生、よろしくをお願いいたします。

---

## ◎日程第2 教育長報告

○三輪生涯教育部長 ありがとうございます。

それでは、教育長の方から報告をお願いいたします。

○長屋教育長 改めまして、おはようございます。

きのうは久しぶりの雨でして、ああ、雨水だなということをかみしめたわけでありまして、3月に入りますと、いよいよ学校は最後の時期を迎えまして、また別れのときでもあります。

1月の会議以降であります。先ほど委員長さんの方から報告がありましたが、本当にいろいろなところで委員の皆様方には大変お世話になりまして、ありがとうございました。

インフルエンザ関係につきましては、今も近隣の市町では、まだおさまっていないようですが、大口町内の小・中学校におきましては、2月9日に北小学校3年3組が13名の欠席がありまして、校医の今井先生の御指導もいただきまして1日の学級閉鎖を行いました。今の

ところ、常に4校の中で10名前後で推移しておりまして、現在のところは安心というふうに思っておりますが、4月ぐらいまではまだ注意をしていきたいなと思っております。

また、16日でありましたが、大口町の臨時議会が開催されまして、大口南小学校の校舎と屋内運動場の請負契約について締結をされまして、いよいよでございます。

それから、先ほどボランティア会の説明会ということで委員長さんの方からお話がありましたが、丹羽委員さんには大変お世話になりました。その中で私も参加しておりまして、現在のボランティア会員の方がこんなことをおっしゃっていました。ことしで3年目になり、これからも続けていきたい。そして、学校を生涯学習の場にしていきたい。「今では自分の生活の一部になっておりまして、ボランティア活動で得たものは大変大きい。特に生徒とかボランティア会員同士のコミュニケーションが楽しみであって、地域の発展にしていきたい」と、こんなことをおっしゃってみえまして、大変感動しました。このような方がふえていくということが、大口町の教育にとっても、また町全体にとっても、大変豊かになり、いいことだなということを思った次第でありまして、何とかさらに小学校への発展を願っております。

それから最後になりますが、委員さんのお手元に、先般、県の市町村教育長の研修会がございまして、その折に県の23年度の特に教育予算関係の説明を受けてきましたので、そのときにももらいました関係の資料を配付しておきましたので、また後ほどごらんいただきたいと思います。以上です。

○三輪生涯教育部長 ありがとうございます。

それでは、委員長の取り回しで議題の方の進行、ひとつよろしく願いをいたします。

(午前 9時32分)

---

### ◎日程第3 議事録署名者の指名

○丹羽委員長 3に移ります。議事録署名者の指名について、私、丹羽委員と吉田哲也委員、よろしく願いいたします。

---

### ◎日程第4 議 題

#### 議案第3号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○丹羽委員長 議案第3号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について、事務局よろしく願いいたします。

○近藤学校教育課長 議案第3号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

別紙のとおり後援名義使用許可申請がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。

平成23年2月25日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第3条により審査を求めるものであります。

許可申請書、平成23年1月20日。団体名、名城尾北会。

1. 名称、名城尾北会第10回セミナー「お灸で快適な毎日を！」。2. 目的、名城尾北会による地域貢献の1事業として、地域の住民を対象に行う。3. 内容、今回は東洋医学において3,000年の昔から治療法として用いられているおきゅうを取り上げ、その歴史、素材、用途と効用について説明し、正しい使用法を理解してもらうために、参加者に体験していただく予定。毎回の参加者は高齢者が多いので、毎日を快適に過ごすための一助になればと考えている。開催日時は平成23年5月29日日曜日、午後3時から4時半までです。開催場所は犬山市、犬山国際観光センター「フロイデ」3階の会議室で行われます。参加人員は50名。主催者の経歴、申請中の後援者名、過去の主な後援者名は記載のとおりであります。

1枚お開きください。今回の第10回セミナーのチラシ、申込書ですね、添付させていただきました。なお、その次には名城尾北会の活動方針、22年9月に一部改正されたものを添付させていただきます。

最後になりましたけど、許可通知書の案を添付させていただきましたので、よろしく願いいたします。以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

御質問はありませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 ないようですので、議案第3号につきましては使用許可を認めます。

---

#### 議案第4号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○丹羽委員長 次に移ります。

議案第4号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について、事務局よろしく願いいたします。

○近藤学校教育課長 議案第4号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

別紙のとおり後援名義使用許可申請がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。平成23年2月25日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第3条により審査を求めるものであります。

使用許可申請書、平成23年年2月3日提出。団体名、江南サマージャズフェスティバル実行委員会。

1. 名称、江南サマージャズフェスティバル2011。目的、多くの人たちにジャズに親しんでもらい、この地の文化活動の振興に協力したい。さらに、青少年の音楽活動の育成にも寄与したい。内容ですけど、江南市、その近郊で活動しているアマチュアバンドによるジャズの演奏。出演は一般募集により、ビッグバンドと10名以下のコンボバンドを予定してみえます。開催日時は8月7日日曜日、午後1時から6時まで。開催場所が江南市民文化会館大ホール。参加料につきましてはビッグバンドが2万円、コンボバンドが1万円、入場料が500円であります。参加人員につきましては、出演者が250名、入場人員が800名ほど予定してみえます。主催者の主な経歴、後援者名等は記載のとおりであります。

次に、サマージャズフェスティバル2011の実施要項を添付させていただきました。

最後に今回の使用許可通知書の案を添付させていただきましたので、よろしく願いいたします。以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

御質問はございませんか。よろしいですか。

○服部職務代理者 これは過去に後援の許可をしているわけですね。私ちょっと記憶がないんですけど、去年もやられているんですか。

○近藤学校教育課長 去年もやりました。

○服部職務代理者 毎回後援者名義の使用許可のことで考えることなんですけど、ちょっとどうなんだろうなあというのが、私は少し感じたところです。たくさんの方から参加料とか入場料とか取られていますが、この辺がどうなんだろうなあという、一つの私の個人的な疑問というか、そんなことを感じましたので。

○丹羽委員長 あとはいかがですか。

毎年なんですよ。これは、尾北高校の子も出るのとは違うんですか。

○近藤学校教育課長 多分、尾北高校の方も出られると思います。

○服部職務代理者 そうですね。大口の方たちも参加される。

○近藤学校教育課長 どなたがというのは把握はしていないんですけど、尾北高校とか江南高校とかは出られると思います。

○丹羽委員長 以前のときには、それが書いてあったような気がしたんですけど。

○近藤学校教育課長 そうですか、わかりました。

○丹羽委員長 そうしたら、よろしいですか。

○服部職務代理者 はい。

○丹羽委員長 議案第4号、使用許可を認めます。

皆さんよろしいということですので、よろしく願いいたします。

---

### 議案第5号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○丹羽委員長 議案第5号に移ります。大口町教育委員会後援名義の使用許可について、お願いいたします。

○近藤学校教育課長 議案第5号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

別紙のとおり後援名義使用許可申請がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。  
平成23年2月25日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第3条により審査を求めるものであります。

許可申請書、平成23年2月1日提出。株式会社義津屋。

1. 名称、お母さんの似顔絵作品展。2. 目的、かわいらしいお子様の作品を展示することで、家族団らんの場所を提供し、地域貢献を図ります。3. 内容、保育園・幼稚園の協力を得、お母さんの似顔絵を展示する。開催日時が平成23年4月23日土曜日から5月8日日曜日までです。開催場所がヨシヅヤ大口店。入場料は無料でございます。主催者は株式会社 義津屋。作品の参加は150名ほど予定してみえます。後援者名と過去の主な後援者は記載のとおりであります。

1枚お開きください。今回の開催計画書であります。5番の募集要領にありますように、当社各店周辺の各保育園・幼稚園に対しアンケートを送付し、参加の可否を問い、参加していただける園の園児を対象とし、お母さんの似顔絵を展示するというので、展示店舗につきましては、大口店以下10店舗、計11店舗で予定してみえます。

最後に、今回の許可通知書の案を添付させていただきましたので、よろしく願いいたします。以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

こちらについてはいかがですか。

○吉田委員 ずっと前からやっているようですが、保育園や幼稚園からこういう点で困ったとか、そういう話はないですね。

○近藤学校教育課長 うちの方では聞いてはいないです。

○吉田委員 募集要領で保育園・幼稚園にアンケートを出して聞いてからやっているんで、まあいいんじゃないですか。

○丹羽委員長 ありがとうございます。かわいい絵を展示していただきたいと思います。

議案第5号につきましては、使用許可を認めます。

---

## 議案第6号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○丹羽委員長 議案第6号に移ります。大口町教育委員会後援名義の使用許可について、事務局よりお願いいたします。

○近藤学校教育課長 議案第6号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

別紙のとおり後援名義使用許可申請がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。平成23年2月25日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第3条により審査を求めるものであります。

許可申請書、平成23年2月7日提出。団体名、社団法人丹羽青年会議所。

1. 名称、出前事業。2. 目的、「ありがとうの実践」を学ぶために、子供たちに家族や友人などの周囲の人たちへの感謝の気持ちを込め、キャンドルの作成をしていただき、プレゼントすることで思いやりの心をはぐくみ、豊かな心の育成につなげる。そして、出前事業を展開する中で、我々丹羽青年会議所メンバー一人ひとりがみずからの住む町の子供たちに愛情を持ってもらうことで「ありがとう」があふれる地域づくりを目指す。3. 内容、キャンドルづくり。4. 開催日時、それぞれ丹羽郡内の各小学校との打ち合わせによって決められます。開催場所が同じく各小学校。入場料は無料。主催につきましては、申請者であります社団法人丹羽青年会議所であります。参加人員につきましては、各小学校の一学年。後援者の予定、それから過去の主な後援者につきましては、記載のとおりであります。

1枚お開きしていただきますと、丹羽青年会議所における今回の事業計画の各会議の打ち合わせ結果が記載されてあります。

それから、その次のページがキャンドルづくりのスケジュール並びにマニュアルであります。

最後になりましたけど、今回の使用許可通知書の案を添付させていただきましたので、よろしくお願い致します。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

御質問はございませんか。

○吉田委員 3枚目の紙の6番の外部協力者で、行政と各学校と書いてありますが、もうそれぞれには了解というか、打診はとってある。

○近藤学校教育課長 いや、今後のスケジュールですね。

○吉田委員 これからとるといいますか。

○近藤学校教育課長 そういことですね。ですから、今、この教育委員会で後援名義をとる。

それから、政策調整課では大口町の後援名義を得るといってそれぞれ動かれるだろうと思います。その結果をもって扶桑町と大口町の小学校7校へ日程調整並びに協力依頼をされると思



います。

○吉田委員 平日の授業のあるときに行く形だと思うんですけど、学校にとって負担であるとか、そういうことがあるといかんと思いますけれども。

○近藤学校教育課長 それが学校にとって負担であれば、協力できないということでお断りになれるだろうと思いますし、それが何らかの授業の一環としてやれるということであれば、それを採用というか、協力はされるだろうと思いますけど。

○吉田委員 じゃあ、教育委員会の声がある、ないにかかわらず、それぞれの学校の判断ということですか。

○丹羽委員 今まで、何年生でやっておるんですかね。これ、一学年と書いてあるけど。4年生とか、そのくらいですかね。

○長屋教育長 高学年、4、5、6くらいのどこかだと思います。

○丹羽委員 そうですね。これは一学年という書き方にしてあるから、4年生以上全部と、そういうことじゃないですね。

○近藤学校教育課長 そうじゃないです。

○丹羽委員 じゃあ、その一学年は学校任せということですね。相談に行って。

○近藤学校教育課長 そうですね。今、教育長が言われたように、このキャンドルづくりのマニュアルというか、これを見ながらどの学年ができるかというのは学校の方で判断されますし、それは協議の上で決められることですから。

○丹羽委員長 後援名義があると、学校側もちょっと断りにくいとか、そういうことはないですね。

○近藤学校教育課長 そんなことはないです。

○丹羽委員長 全然関係ない、わかりました。

ほか質問はございませんか。よろしいですか。

使用許可、よろしいですね。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 皆さんがよろしいということでしたので、議案第6号、使用許可を認めます。

---

#### 議案第7号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○丹羽委員長 次に移ります。議案第7号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について、よろしく願いいたします。

○近藤学校教育課長 議案第7号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

別紙のとおり後援名義使用許可申請がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。

平成23年2月25日提出、大口町教育委員会教育長。

この案を提出するのは、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第3条により審査を求めるものであります。

許可申請書、平成23年2月吉日。団体名は大口町ソフトボール協会であります。

名称、第30回東海地域実業団男子ソフトボール選手権大会。目的、昨年まで女子の大会でソフトボール競技への関心を高めてまいりましたが、本年は男子ソフトボール選手のスピードとパワープレーをこの地域の皆さんにも実戦を観戦していただき、さらにソフトボール競技の普及、発展を図る。内容、東海各県で予選を勝ち抜いた代表上位2チーム参加の8チームで東海代表権をかけたトーナメント大会を平成23年5月14日土曜日と翌日15日日曜日予定してみえます。開催場所は、試合会場として大口町総合運動場のA B面、2面であります。入場料は無料。主催は東海ソフトボール協会・愛知県ソフトボール協会であります。参加人員が選手約120名、大会役員が30名、協会役員が30名であります。主催者の経歴、後援者の予定、過去の主な後援者は記載のとおりであります。

次に、今回の選手権大会の大会要項（案）を添付させていただきました。

開会式を5月14日の午前11時30分から、試合開始は午後1時から、2日目が試合開始が午前9時から、それぞれ予定してみえますのでよろしく願いいたします。以上です。

○丹羽委員長 はい、ありがとうございました。

御質問はございませんか。よろしいですか。

私はちょっと男子をよく知らないのはいけないんですが、男子のソフトボールというのはちょっと難しいかなとか。

○丹羽委員 4チームは、愛知・三重・岐阜とどこですか。

○近藤学校教育課長 静岡です。

○丹羽委員長 男子のスピード感ある試合を町民の皆さんに見せていただきたいと思います。

議案第7号、大口町教育委員会後援名義の使用許可を認めます。

---

#### 議案第8号 大口町立学校教職員安全衛生管理規程について

○丹羽委員長 次に移ります。議案第8号 大口町立学校教職員安全衛生管理規程の制定について、事務局よろしく願いいたします。

○近藤学校教育課長 議案第8号 大口町立学校教職員安全衛生管理規程について。

大口町立学校教職員安全衛生管理規程を別紙のように定めるものとする。平成23年2月25日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づき、

教職員等の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成するため必要があるからである。

今回、新しくこの規程を作成させていただきました。目的といたしまして、先ほども言いましたように第1条、この規程は、労働安全衛生法の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員及び職員の臨時的任用に関する要綱第2条に規定する臨時職員のうち、大口町立学校設置条例別表に規定する学校に常態として勤務する教職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成するため必要な事項を定めるものとするということで、要は大口町内にあります小・中学校の教職員ですから、校長先生以下、講師の先生、それから勤めております町職員までのために、快適な職場環境を形成するということを目的としております。

第2条には校長の責務として、校長は、所属職員の安全及び健康の確保に努めるとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

第3条として、教職員の責務。

それから第4条として衛生管理者、教職員数が常時50人以上の学校に衛生管理者を置くということで、町内でありますと大口中学校に衛生管理者、保健体育の教員であります先生に衛生管理者として担当していただくということでもあります。

第5条に、50人以下の学校には衛生推進者を置くということでもあります。

第6条に、法第13条の規定に基づき、教職員数が常時50人以上の学校に産業医を置くということで、先ほど言いましたように、大口中学校に平成23年度から産業医として校医の先生に勤めていただくものであります。

それから第7条に衛生委員会の設置、それから第8条では委員会の組織、それから第9条では委員会の運営、それから第10条では委員会の庶務、第11条ではその他必要事項を定めております。

なお、この規程につきましては平成23年4月1日から施行するというのでやりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○丹羽委員長 はい、ありがとうございました。

御質問はございませんか。

○吉田委員 これは改正じゃなくて、新たにということですね。

○近藤学校教育課長 はい、そうです。

○吉田委員 今までの職員の勤務やなんかの流れで来ている……。

○近藤学校教育課長 それもあります。労働安全衛生法そのものが二、三年前に改正されて、50人以上の事業所、会社とかいろんな工場とか、それからその中に学校も含まれますけど、50人以

上の従業員さんが見えれば、その事業所には産業医を置かなければならないという改正がされました。私たちはちょっと手つかずでしたんですけど、今回行政の方も認めていただいて、先ほど言いましたように来年度から産業医を設置し、今回の教職員の安全衛生管理規程を設けるものであります。

○丹羽委員長 はい、ありがとうございました。

ほかにございますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 それでは、議案第8号、制定についてはよろしく願いいたします。

---

### 議案第9号 大口町立学校管理規則の一部改正について

○丹羽委員長 次に移ります。議案第9号 大口町立学校管理規則の一部改正について、よろしく願いいたします。

○近藤学校教育課長 議案第9号 大口町立学校管理規則の一部改正について。

大口町立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。平成23年2月25日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、適切な授業時間を確保するため、所要の整備を図る必要があるからであるということで、2枚あけていただきますと、今回の規則の一部改正の新旧対照表を添付させていただきました。第6条のところに、学期及び休業日、学校の休みですね。夏休み、それから冬休み等。現行では、学期初めは4月1日から入学式の前日まで、俗に言う春休みという形で学年初めの休みであります。それから2号には夏季休業日、夏休みですね。7月21日から8月31日までということで期間を定めております。3号では冬季、冬休みですけど、12月24日から翌年1月6日までということで同じように決めております。4号では学年末、3月25日から3月31日まで、春休みということで設けております。5号につきましては、今回省略させていただきます。

今回改正の主な理由ですけど、3号の冬季休業日、12月24日から翌年1月6日までと決まっておりますけど、平成23年の冬季休業、日にちとしては平成24年1月6日まで休みとすると、この日が金曜日であります。7日が土曜日で休み、8日が日曜日で休み、9日が成人の日で祝日で休みということで3連休が続いてしまう。通常であれば1月10日火曜日から新しく3学期が始まるわけなんですけど、このままいくと授業日数もふえて適正な授業ができないという県内の教育長で協議されて、県内同一にしようということで今回改正させていただくものであります。

新しい方を見ていただきますと、2号の夏季休業ですと7月21日から8月31日までの間にお

いて定める。それから冬季ですと、12月24日から翌年1月6日までの間において定める。4号ですと、学年末は3月25日から同月31日までの間において定めるというということで、これにつきましては、学校教育法施行令の学期及び休業日については、それぞれの教育委員会において定めなければならないという決まりがございます。また、後で協議事項のところを決めていただければ結構かと思えますけど、このように改正させていただく予定であります。なお、きょう休業日を決めていただいたものは3月に行われます学校連絡会に報告し、学校はそれに基づいて学校経営案作成するという運びになりますので、よろしく願いいたします。

それから3項は、校長は教育上必要があると認めるときはというのは、例えば学校が全体で休みをとらなければならない、集団的な学校閉鎖ですね、それらのことを想定しております。

それから4項は、学校は特別の必要があると認めるときは、この場合ですと、土曜日や日曜日になどに行われます運動会とか生活発表会とか保護者会によります休業日の変更ですね、これを想定したものであります。

それから、第7条では振りかえの届け出ということで、校長は、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会に振りかえる日を届けなければならないということで改めさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

なお、この規則につきましては、平成23年4月1日から施行させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

御質問はございませんか。

○丹羽委員 これはあれですか、「間において定める」という書き方をされたのは、短くできるという、旧だと、もうここからここまでと決まっちゃっているけど、短くしたり長くしたり、ずらしたりできるわけですね。

○長屋教育長 といいますのは、一つは自然災害が発生した場合とか、それからインフルエンザとか食中毒とか、そういうときにも授業日数が足らなくなることが想定されます。

○丹羽委員 極端な話、12月は足らんから、24日からじゃなくて28日から休みにして、24、25、26は出るよと、こういうことができるようにするということですね。わかりました。

○丹羽委員長 あと質問はございませんか。よろしいですか。

そうすると、冬休み前にならないと冬休みの日程はあまりきちんと親たちはわからない。時々は違ってくるということですよ。

○近藤学校教育課長 そうですね。来年と、それから何年後だったかな、もうこの1月6日が金曜日と決まっているので。ですから、これは学校がPTAの総会か何かを通じて、本年の休みの連絡はされるかと思えます。

○丹羽委員長 そうですね。お母様方ですと、この日から休みというふうに思われてみえと、休みがことしは多いわと思われるといけませんので、父兄会にも、親さんの方には連絡してあげてください。早目にね。

そうしましたら、議案第9号につきましては改正を認めます。

○丹羽委員 ちょっと質問いいですか。

これを今やられるということは、今度12月がすごく長いですよ。23日が天皇誕生日で、その休みからいくと成人式まで休みになっちゃうと、かなりの過去最長ぐらいの冬休み。

○近藤学校教育課長 通常そういうふうですよ。成人式まで休みなんですけど、それですと適正な授業日数がとれないもんですから、前倒して1月6日に始業式をするよと。

○丹羽委員 やったりとか、例えば26、27出ようかということも含まれているということですか。

○近藤学校教育課長 極端な話、そうですね。

○丹羽委員 わかりました。

○丹羽委員長 よろしいですか。子供たちにはしっかり勉強していただきたいと。

○長屋教育長 つけ加えですけど、23年度の1月の始業式は、地域によっては10日のところもあります。大口町というか、ここら辺一般は6日ですけど、県内では10日というところも聞いております。

○丹羽委員長 そういうことですね。よろしかったですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 よろしく願いいたします。

---

#### 議案第10号 大口町立学校管理規則施行細則の一部改正について

○丹羽委員長 次に移ります。議案第10号 大口町立学校管理規則施行細則の一部改正について、よろしく願いいたします。

○近藤学校教育課長 議案第10号 大口町立学校管理規則施行細則の一部改正について。

大口町立学校管理規則施行細則の一部を改正する細則を別紙のように定めるものとする。平成23年2月25日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、大口町立学校管理規則の一部改正に伴い、所要の整備を図るため必要があるからであります。

第9号でお認めいただきました一部改正によって、そういう届け出の書式を改正したものであります。なお、この細則につきましても平成23年4月1日から施行いたしますので、3月の学校連絡会において、改正したものを含めてすべての書式を再度学校の方に通知しようと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

議案第10号についてはいかがですか。よろしいですか。

○丹羽委員 結構です。

○丹羽委員長 先ほどに続いてということですので、議案第10号につきまして改正を認めます。  
よろしく願いいたします。

---

#### 議案第11号 大口町就学援助費事務取扱要綱の一部改正について

○丹羽委員長 次に移ります。議案第11号 大口町就学援助費事務取扱要綱の一部改正について、  
よろしく願いいたします。

○近藤学校教育課長 議案第11号 大口町就学援助費事務取扱要綱の一部改正について。

大口町就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する要綱を別紙のように定めるものとする。平成23年2月25日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、大口町就学援助費事務取扱要綱第2条に基づく援助対象者について改正するため必要があるからである。

ということで、一番最後に新旧対照表を添付させていただきました。

それぞれ援助対象者の第2条のところですね。アであれば「大口町国民健康保険税の第17条及び18条に基づく保険税の減免又は徴収の猶予」という文言ですけど、左にありますように「大口町国民健康保険税条例第32条及び第33条に基づく保険税の減免又は国民健康保険税の納期の延長」ということで、若干内容が間違っておったものをきょうまで続けておりましたので、改正するものであります。

それから（ケ）では、「世帯更生貸付金による貸付け」という制度が平成2年度に名称変更がされておりまして、「生活福祉資金貸付制度による貸付け」というふうに名称変更させていただくものであります。

それからイのところですが、ア以外の者で、次のいずれかに該当するものということで、（ウ）、（エ）、（オ）の三つの見直しをかけまして、左にありますように、（ウ）の「その他経済的に困窮しており、生活状態が極めて悪いと認められる者」というふうに改めさせていただきました。

それから2枚前のページですけど、就学援助費受給申請書の申請用紙があります。一番下段にあります「申請にあたり、次のことに同意します」、この欄を新たに追加させていただき、用紙の見直しを図りました。

この要綱につきましても、平成23年4月1日から施行するということですので、よろしく願いいたします。以上です。

○丹羽委員 一番最後に言われたのは、例の個人情報保護法の関連でつけ加えられたんですか。そういうことじゃなくて。

○近藤学校教育課長 私どもは課税台帳とかいろいろ見られるわけなんですね、端末を通じて。ですから、今までですとこれを一言入れていただいていたんですけど、賛同していただけない方もありますので、この項目を設けて、もし賛同していただけないようでしたら、課税証明書を持ってきていただくという事務にしたいと思っております。

それから、2番の児童扶養手当認定番号等の確認についても、今、担当者レベルで福祉ことも課とやりとりをしていますから、それも改めて書式の中に入れさせていただきました。

○吉田委員 今の申請書の欄の申請理由、後半ですけどね、申請理由の2番の「生活保護が停止または廃止された」というのが理由というのは、ちょっとよくわからなくて、どういうことか教えてもらえますか。

○近藤学校教育課長 生活保護が認定されますと、当然就学援助費で対応しているもののうち、生活保護費の中に学用品とかいろんなものが含まれて補助されています。ですから、生活保護が認定されれば、町から二重に払う必要はないもんですからということで、この停止または廃止という形で申請理由を書いていただきます。ですから、生活保護が廃止になれば、急に生活状況がよくなるわけでもないもんですから、引き続き援助していかなきゃいけないもんですから。

○吉田委員 じゃあ、ちょっとだけよくなった方に……。

○近藤学校教育課長 準要保護という文言がありますけど、そういう形で補助していきます。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 よろしいようですので、議案第11号、一部改正については認めます。よろしくお願いたします。

---

#### 議案第12号 大口町児童生徒適応指導教室の設置及び管理運営に関する要綱の一部改正について

○丹羽委員長 次に移ります。議案第12号 大口町児童生徒適応指導教室の設置及び管理運営に関する要綱の一部改正について、事務局よろしくお願いたします。

○近藤学校教育課長 議案第12号 大口町児童生徒適応指導教室の設置及び管理運営に関する要綱の一部改正について。

大口町児童生徒適応指導教室の設置及び管理運営に関する要綱の一部を改正する要綱を別紙



のように定めるものとする。平成23年2月25日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、機構改革に伴う事業の廃止及び大口町立学校管理規則の休業日改正に伴い、この要綱の一部を改正するため必要があるからである。

一番最後の新旧対照表をお開きください。

第4条で事業に触れております。4号にありました青少年なやみ相談事業に関する事。これは、事業見直しによって廃止されておりますので、今回それを省かせていただきました。

それから第5条の休業日ですけど、先ほど協議していただきました大口町立学校管理規則の休業日の改正について一部改正されましたので、その関係上、この適応指導教室の要綱においても変更するものであります。

なお、この要綱につきましても平成23年4月1日から施行するということでもありますので、よろしくお願いたします。以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

御質問はございませんか。よろしいですか。

○丹羽委員 教育長先生、山下先生が言っておられるの。

○近藤学校教育課長 そうです。

○丹羽委員 わかりました。

○丹羽委員長 そうしましたら、皆さん決めていただきましたので、議案第12号の一部改正について認めますので、よろしくお願いたします。

---

#### 議案第13号 ふれあいルームおおぐち運営協議会設置要綱の一部改正について

○丹羽委員長 次に移ります。議案第13号 ふれあいルームおおぐち運営協議会設置要綱の一部改正について、よろしくお願いたします。

○近藤学校教育課長 議案第13号 ふれあいルームおおぐち運営協議会設置要綱の一部改正について。

ふれあいルームおおぐち運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のように定めるものとする。平成23年2月25日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、所要の整備をするため、この要綱を改正する必要があるからである。

一番最後に新旧対照表がありますが、今回改正させていただきますのは、第1条の趣旨にあります上から3行目ですね。「以下「要綱」という」を、「以下「設置要綱」という」に改めさせていただきます。文言の整理という形で平成23年4月1日から施行させていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

御質問はございませんか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 何もないようですので、議案第13号、一部改正については認めます。よろしくお願いいたします。

---

議案第14号 大口町ホームフレンド員活動事業実施要綱の一部改正について

○丹羽委員長 次に移ります。議案第14号 大口町ホームフレンド員活動事業実施要綱の一部改正について、よろしくお願いいたします。

○近藤学校教育課長 議案第14号 大口町ホームフレンド員活動事業実施要綱の一部改正について。

大口町ホームフレンド員活動事業実施要綱の一部を改正する要綱を別紙のように定めるものとする。平成23年2月25日提出、大口町教育委員会教育長。

この案を提出するのは、所要の整備をするため、この要綱を改正する必要があるからである。

2枚お開きいただきますと、今回の改正の新旧対照表が載せてあります。先ほどと同じように第1条の趣旨のところ、上から3行目、「以下「要綱」という」を「以下「設置要綱」という」に文言を改めさせていただきます。これも同じように平成23年4月1日から施行させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

御質問はございませんか。

○丹羽委員 これに対しては全然問題ないですけど、今ホームフレンド員は何人ぐらい登録していますか。ここも山下先生の管轄のところ。

○長屋教育長 管轄になります。今年度具体的にホームフレンド員ということになりますと、町ではなく県の管轄のところからも、このふれあいルームと連携をとって、家庭に大学生を派遣してということも進めています。

○丹羽委員 結構難しいですね、うちの娘も一時期やっていましたが、自宅へ行ってね。合わなんだから来てもらわんでもいいという話だったりとか。

○長屋教育長 なかなか難しいです。合う、合わないとか。

○丹羽委員 結構難しいですね、これ。はい、わかりました。

○丹羽委員長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 皆さんの意見もないようですので、議案第14号につきましては一部改正を認めま

すので、よろしくお願いいたします。

---

### 議案第15号 大町立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について

○丹羽委員長 次に移ります。議案第15号 大町立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について、よろしくお願いいたします。

○櫻井町立図書館長兼歴史民俗資料館長 最初に謝らなければいけないことがありまして、私どもの手違いで、昨年5月の教育委員会定例会に提案することを忘れましたので、まことに申しわけございませんでした。

それで、本題に入らせていただきます。議案第15号 大町立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について。

大町立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。平成23年2月25日提出、大町教育委員会教育長。

提案理由は、この案を提出するのは、大町立図書館の管理運営に関する規則第12条第3項について改正するために必要であるからである。

1枚飛ばしていただきまして、新旧対照表をお願いしたいと思います。まず、12条の3項ですが、1項から3項までの平仮名の「もの」を漢字の「者」に直すということと、それから3項3号「本町に所在する事業所に勤務する者」に今回変えていきたいということで、それまではその同居家族も入っていましたが、ほんのわずかなものですから、提案していきたいということで考えています。それと、4号も「者」にしていきたいということです。

それと、様式3号は次のように改めるとということで、図書利用者カードの申請については、今まで申請者を上げておりましたが、それは同じことを二重に書かなきゃいけないものですから、簡略化するというので様式の変更をさせていただきました。これは今年の6月から施行しておりますので、まことにすみませんでした。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

御質問はありますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 たくさんの方に借りていただきたいと思います。

議案第15号につきましては、改正を認めます。よろしくお願いいたします。

---

### 認定第2号 平成22年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

○丹羽委員長 次に移ります。

認定第2号 平成22年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、よろしくお願いいたします。

します。

○近藤学校教育課長 認定第2号 平成22年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について。

別紙の者を平成22年度要保護及び準要保護児童生徒に認定したいので、大口町教育委員会の認定を求める。平成23年2月25日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、大口町就学援助費事務取扱要綱第2条により認定を求めるものであります。

今回、追加でお願いしたのは、小学校4年生であります。申請理由といたしまして、児童扶養手当受給によるものでありますので、よろしく願いいたします。

なお、平成23年2月25日現在の要保護・準要保護児童生徒数の表をつけさせていただいております。以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

御質問はございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 質問もないようですので、認定第2号につきましては認定いたします。よろしく願いいたします。

---

#### ◎日程第5 協議事項

○丹羽委員長 次に移ります。

日程第5、協議事項に移ります。

ありますか。

○近藤学校教育課長 先ほど議案第9号で大口町立学校管理規則の一部改正ということで、学校休業日の一部改正を認めていただきましたけど、それに基づきまして平成23年度のそれぞれの休業日を決めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど教育長の方から話がありましたけど、県下は1月5日まで休みをとって、1月6日金曜日から第3学期が始まると。それから一部離島のところでは1月10日から新学期が始まるといような状況であります。以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

どうしますか。

○吉田委員 今の町内の学校の子供の様子から、そんなにほかっておいたら何をやるかわからんという状況であれば、例えば1月6日が始業式の方がいいだろうし、そうでなければ1日ではそう変わらんとおもいます。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

○丹羽委員 6日にしたいと出てきているでしょう。

○近藤学校教育課長 そうです。同じように横並びにしたいという現状です。

○丹羽委員 小・中学校もね。

○近藤学校教育課長 各市町がそのようにしたいというような……。

○丹羽委員 6日にしたいと。

○近藤学校教育課長 はい、6日から新学期が始まるという形にしていきたいと思います。

○丹羽委員 実際に企業側からいけば、9日の成人式で会社が休みのところは結構少ないですよ。月曜日ですから、あんまり意味のない成人式の日を決め方をしているんだけど、9日というのは、ほとんど企業は全部やっているから、お父さん、お母さん、働いている人は大抵家にいないですよ。だから、私は6日にしても……。

○吉田委員 例えば家出がしやすくなるかね。そういうことでしょうかね。6日に始業式があると、ちょっとそれで確率が減ると。

○丹羽委員 私は6日でもいいと思いますけど。

○服部職務代理者 ほかの市町村と合わせるという理由からと今伺ったんですけど、現場の子供たちの様子からいくと、私も6日に始業式をされた方がいいような気がします。以上です。

○丹羽委員長 皆さん6日ということで、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 子供はがっかりするかもしれないですけど。

○吉田委員 長期でどこか子供を連れて行きたい親なんかは。

○丹羽委員長 そうですよ。1日終わるのをずらしていただいての方がいいような気もしないでもないですけど。

○服部職務代理者 カレンダーを見て喜んでいるところががっかりと。

○丹羽委員長 そうですね。学校の方を向いてくださいということで、教育委員会としては6日から始業式ということで。

○近藤学校教育課長 はい。冬季の休みは12月24日から翌年1月5日まで冬休みということでよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○丹羽委員長 よろしくお願ひいたします。

協議事項として、ほかはございますか、よろしいですか。

(発言する者なし)

---

## ◎日程第6 連絡事項

○丹羽委員長 次に移ります。

日程第6、連絡事項について、行事予定についてよろしくお願ひいたします。

○松井学校教育課長補佐 それでは、お手元の資料をごらんください。

先日御案内を差し上げたと思いますが、3月3日に南小学校の新築工事の起工式を午前8時から南小運動場の方で行いますので、御出席いただけます方はよろしくお願ひいたします。同じく3日、3月議会の開会でございます。4日に学校連絡会議、7日、9日に質疑、8日に中学校卒業式を予定しております。教育委員の皆様方には、9時ごろまでには学校の方へお越しくださるようによろしくお願ひいたします。11日、文教福祉常任委員会、13日桜並木健康ジョギング、15日、丹葉地方教育事務協議会、10時から江南の方で行います。それが終わり次第、教育委員会の定例会を予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。時間的には11時前後になるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

裏面に参りまして、16日、17日と一般質問、18日、小学校の卒業式でございます。各委員さん、それぞれ学校が違いますので、お間違えのないようによろしくお願ひいたします。19日、大口町文化協会評議員会、20日、大口町体育協会評議員会、23日、議会の閉会並びに全員協議会が行われます。24日、社本育英事業運営理事会が3時から役場の方で行いますので、よろしくお願ひします。31日、臨時議会、町職員退職辞令交付式、教育委員会の方は11時45分から公室の方で行う予定にしておりますので、よろしくお願ひいたします。あと、教職員の退職辞令伝達式を1時半から行います。

新年度、4月に参ります。1日金曜日、町職員辞令交付式、教育委員会の方は9時半から行う予定にしておりますので、よろしくお願ひいたします。教職員の辞令伝達式が10時から。3日がきんすけ桜祭り、4日の今のところの予定でございますが、社本育英事業奨学金授与式を公室の方で予定しております。まだ子供さんの推薦が決まっておりませんので、ちょっと日程的に4日になるか5日になるか、まだはっきり決まっていらないんですが、子供さんが学校のオリエンテーリングとか、そういった関係で、昨年度、ちょっと時間とかがばたばたしましたので、決まりまして、その方の御都合を確認してまた御連絡を差し上げるということによろしくお願ひいたします。8日、教育懇親会を午後6時から江南の方で予定をしておりますので、御都合の方をよろしくお願ひいたします。13日、丹葉地方教育事務協議会、扶桑町の方で行います。14日、学校連絡会と書いてありますが、ちょっと教育長先生の御都合が悪いということで、また日程の方を調整させていただきます。

裏面に参りまして24日、町議会の選挙が行われます。28日に教育委員会定例会を予定しております。

予定としては以上になります。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

差し当たり、3月15日の定例会はよろしかったですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 よろしく願いいたします。

何か質問はございませんか。

○丹羽委員 これって人事でもらってきたやつ。

○松井学校教育課長補佐 そうです。

○丹羽委員長 では、予定しておいてください。よろしくお願いします。

○丹羽委員 小学校の卒業式は、ここへ行ってくださいというところに行けばいいんですね。連絡いただいて。

---

### ◎日程第7 その他

○丹羽委員長 あとよろしかったですか。

○吉田委員 その他ということで。ちょっとどうしても議案第6号の青年会議所のやつがひっかかっておるんで、もしあれだったら教育委員の方だけ後でお話をとと思いますが。

○近藤学校教育課長 2点ほど。南小学校の起工式が3月3日午前8時からということで御案内がいているかと思いますが、委員長に玉ぐし奉奠を代表でやっていただきますので、そのときに委員さんはその席で御起立の方、よろしくお願いいたします。

それから、お手元に市町の教育委員会事務局は10年間保存というのがあると思います。愛知県市町村教育委員会連合会の役員のローテーションということで、このような約束事がされておるとことがきのうわかった次第でございます。平成23年度に大口町の教育委員さんで理事さんを選出していただくことになりますので、その節にはよろしくお願いいたします。本年度は津島市の方で行われた総会がありましたね。あの総会がまた三河と尾張と交換でやられるかと思いますが、そういう会の運営の理事さんになっていただくものかなというふうに想像しておりますので、よろしくお願いいたします。

○丹羽委員 これは4月1日からですか。

○近藤学校教育課長 ちょっとそのあれが全然わからないんです。ただ、大口から選出ということしかないもんですから。

○吉田委員 1年間だけですか。

○近藤学校教育課長 1年だけです。

○丹羽委員 前は伊藤さんがやられて、それより以前はちょっと記憶にないですね。

○丹羽委員長 ほかはございませんか。

○丹羽委員 1日の辞令交付式のときの教育委員は9時半ということになっていますけれども、前の9時はいいんですね。

○松井学校教育課長補佐 はい、町の方ですから。

○丹羽委員 9時半から教育委員の関係のということで。

○松井学校教育課長補佐 教育委員会の辞令交付式です。

○丹羽委員長 あとよかったですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 それでは終わりたいと思います。本日も慎重審議ありがとうございました。お疲れさまでした。

(午前10時39分)



上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員 長

委 員